

「パートナーシップ構築宣言」



当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当金庫では、地域の事業者に対し地域に密着した金融機関として、地域を盛り上げていくことを目的に様々なメニューの実践やご提案を心掛けております。具体的には毎年発行しているビジネスマッチングガイドブックによる個別商談や、『ぬましん地域活性化モデル』と称し、大学・高専・各関係機関等との産学官民連携による様々な経営課題への支援体制を構築しております。企業・創業、販路開拓、事業承継・M & A、人材支援・人手不足解消、海外進出、農業・海洋、医療連携等幅広い経営課題に対応し、地域事業者を支援し地方創生に貢献していきたいと考えております。

b. IT 実装支援

当金庫ではお客様に寄り添いながらデジタル化とともに歩んでいく地域作りを目指しております。その一環として、静岡県が主催する「ふじのくにデジタルサポーター育成事業」に参画し、61人の当金庫職員がデジタルサポーターとして認定され、地域の皆様が身近で気軽に相談できる体制を整えております。

c. 専門人材マッチング

ポリテクセンター静岡や産業雇用安定センター等と連携し、地域事業者が求める人材確保や人手不足解消に向けた取組みを行っております。

d. グリーン化の取組

当金庫は環境省の「地域脱炭素融資促進利子補給事業」、及び経済産業省の「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」の指定金融機関として、気候変動を含む環境問題など地域社会を取り巻く様々な課題解決に向けた取組みを推進し、積極的に地域の脱炭素化に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

代金は、取引に基づく適切な支払期日を遵守し、振込などの適切な方法で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（取組み方針）

当金庫は、地域における SDGs 推進を更に進めるべく、静岡県東部の他の 3 信用金庫とともに「静岡県東部 4 信金共同 SDGs 宣言」を行い、「環境」「社会」「経済」の各分野において様々なステークホルダーと連携し「地域社会の持続的な発展」に向けて取り組んでおります。また、地元での SDGs 推進に向けて沼津市の推進パートナーにも登録しました。

このような活動とともに当金庫では、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」が掲げる趣旨に賛同し、課題解決型金融機関として、事業者の方々への支援に積極的に取り組んでまいります。

令和 5 年 10 月 1 日

沼津信用金庫 理事長 鈴木 俊一